

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-37)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,669	9,070	8,836	8,361
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	120	-
		合計(a+b+c)	9,669	9,070	8,956	-
執行額(百万円)		8,535	8,062	7,404	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		約90	約100	約103	約108	約110	-	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		約219	約264	約263	約263	約269	-	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-
	3. 地方公共団体における グリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	67.3	66.4	65.5	61.2	60.8	100.0	
	年度ごとの目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
	4. 国等における環境配慮 契約実績(電気:高圧・特別 高圧) 契約割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	67.3	70.7	74.6	82.9	-	100.0	
	年度ごとの目標値		64.0	68.0	72.0	76.0	80.0	-	-
	5. エコアクション21(※)登録 事業者数 ※中小企業向け環境マネ ジメントシステム	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		6,971	7,791	7,946	7,945	7,760	7,543	9,000	
	年度ごとの目標値		8,500	8,500	9,000	9,000	9,000	-	-
	6. 持続可能な社会の形成 に向けた金融行動原則署名 金融機関数(機関数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		177	243	256	270	285	285	285	
	年度ごとの目標値		230	240	250	275	280	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・令和元年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約110兆円(前年比1.9%増)、約269万人(前年比2.28%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和2年度で60.8%となっており、前年度より0.4%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和元年度で82.9%となっており、平成30年度より8.3%増加している。 ・エコアクション21登録事業者数は、令和2年度末で7,543件(前年度末比217件減)となっている。 ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、令和2年度で285機関となっており、前年度から横ばいとなっている。
	施策の分析	○グリーン購入実施率については停滞感が見られ、特に中小規模の地方公共団体の未実施割合が依然として高いことから、従来の全国一律のアプローチに加え、中小規模の地方公共団体向け支援施策を別途実施する必要がある。 ○中小事業者の環境問題への取組をサポートする環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインに基づく登録事業者数を増加させるためには、環境負荷低減と成長の好循環を目指しガイドラインの普及促進を目指すことが重要。 ○持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は年々増加しており、ESG金融を含む持続可能な金融に取り組む金融機関が拡大している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○これまでのアンケート調査に基づき、中小規模の地方公共団体におけるグリーン購入の実施を困難にしている要因のほか、国に期待する取組などを明らかにしつつ、わかりやすい制度説明、取組事例紹介等、中小規模の地方公共団体への適切な支援のあり方について検討し、実施する。 ○エコアクション21ガイドラインの普及促進を行い、中小規模事業者の環境経営を進める。 【測定指標】 ○測定指標1・2・5・6については変更なし。 ○測定指標3については、昨年度までは上場企業・非上場企業のグリーン購入実施率も併せて載せていたところ、当該データの算出根拠としていた環境にやさしい企業行動調査を令和元年度で終了している関係上、今年度からは地方公共団体のグリーン購入実施率に限定して掲載。 ○測定指標4については、昨年度まで国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧)の契約件数としていたが、保有施設の合理化や複数施設の一括契約等により、総契約件数が減少していることから、契約割合に変更。 ○なお、昨年度までは測定指標5に「環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)」を載せていたところ、環境報告書公表企業割合のデータ算出根拠としていた環境にやさしい企業行動調査を令和元年度で終了している関係上、当該測定指標の令和元年度以降の実績を記載することが出来ないことから、測定指標から削除。

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html) 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の締結実績等【暫定版】」 (http://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/y350-r2-02_b/mat03-1_210122.pdf) 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2021年6月末現在)」 (https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf) 測定指標6 21世紀金融行動原則「署名金融機関一覧」 (https://pfa21.jp/aboutus/lists)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名	波戸本尚(環境経済課長) 松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	--------	------------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,451	14,553	24,263	7,502
		補正予算(b)	21,000	-	8,000	-
		繰越し等(c)	1,464	18,051	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,915	32,604	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	9,439	16,770	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」 第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	99.3	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	100	-	
	2. 平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	1.6	11.4	22.9	34.2	40.1	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	80	-	
	3. 地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○
		-	-	-	-	87	106	153	
		年度ごとの目標値	-	-	-	20	40	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、改正温対法に基づき新たに策定される地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和2年度までに40.1%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は70.6%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であるとしており、施策のさらなる推進により、さらに30.5%の地方公共団体における策定が見込まれることから目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しており、地域裨益型の脱炭素施策の概念として地域循環共生圏を講演等の様々な機会でも普及するとともに、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、取り組み方法について情報提供等している効果が表れていると考えられる。いるが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識をもった職員がいないこと、そもそもの人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要があることから、簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、支援策等の提供を進めるとともに、支援策が十分に活用されるための取組を行っていく。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和2年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名	松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-39)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	261	219	250	250
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	261	219	-	-
執行額(百万円)	272	233	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度
1. 協働取組のモデル事業数(累計)	-	62	70	78	-	-	-	×
	年度ごとの目標値	67	75	83	-	-	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	2,542	2,183	2,715	
2. 環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	-	-	-	-	2,725	2,725	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	2,725	2,725	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	1,545	1,000	○
3. 地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数(参加企業・金融機関数)	-	-	-	-	-	160	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	160	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働取組のモデル事業は目標達成に至らなかったが、取組の実施数は増加傾向であった。 ・環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)については目標未達であったが、これは新型コロナウイルス感染症感染防止に伴い、対面による相談・対話の場作りが減少したことが大きな要因であると考えられ、年度後半にはオンライン化も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。 ・地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数は、目標を達成した。
	施策の分析	<p>環境問題は社会、経済が抱える様々な課題と密接に関わっており、その解決に向けて様々なステークホルダーと対等な立場で協働して取り組んで行くことが必要不可欠である。令和2年度は新型コロナウイルスへの感染防止対策のため、対面による相談、対話の場作りの見直しを余儀なくされたが、オンライン化の導入も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会については、当初地域経済とのパートナーシップを構築し、地域循環共生圏の構築に資する地域の社会・経済的課題の同時解決に資する事業創出の場として少人数による実務的な議論の場を想定していた。しかし、令和2年度は事業初年度であったこと、多くがオンラインでの開催になったことから、具体的な事業の議論の場というよりは、地域と経済の相互理解の場として大規模型セミナーの開催となった事例もあり、参加者が目標値を大幅に超過した成果となった。今後は、地域における事業化の熟度に応じ、情報交換会の規模や開催方法を適切選択し、より事業創出につながる形に改善することが必要である。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。</p> <p>【測定指標】 協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場、並びに地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数を指標とする。協働取組のモデル事業は平成30年度をもって終了したため、次期指標には採用しない。 普及啓発においては、ポストコロナ社会を見据えた場合、オンライン化の導入は必要不可欠である。一方で、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用い、適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標にはGEOC(地球環境パートナーシッププラザ)及び全EPO(環境パートナーシップオフィス)の年間の累計件数を使用。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房 総合政策課民間活動支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>杉井威夫(民間活動支援室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------------------------	---------------	-----------------------	-----------------	---------------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	429	355	334	337
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	429	355	334	-	-
執行額(百万円)	406	331	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 					

測定指標	1. 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	221	220	515	795	351	450	
		年度ごとの目標値	/	150	150	200	200	200	/
	2. 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		-	580	117	104	34	522	-	
		年度ごとの目標値	/	500	200	150	150	200	/
	3. 環境教育推進室HPアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		276,471	348,718	208,239	206,801	245,921	111,467	250,000	
		年度ごとの目標値	/	400,000	400,000	250,000	250,000	250,000	/
	4. ESD関連フォーラム参加人数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	425	1,003	1,804	2,591	2,180	2,000	
		年度ごとの目標値	/	500	750	2,000	2,000	2,000	/
	5. RCE認定拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	154	164	168	175	179	185	
		年度ごとの目標値	/	156	166	174	178	185	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・教職員・環境活動リーダー養成研修、企業関係者向けセミナー及びESD関連フォーラムにおける参加者数は、オンラインの活用等により目標数を達成。 ・環境教育推進室HPへのアクセス数については、サーバー移行作業によりアクセス数のカウント漏れやアクセス切れが生じたこと、また、HP内のコンテンツ整理作業を行い更新頻度が低下したこと等から、目標を達成しなかった。 ・RCE認定拠点数は、ポテンシャルのある地域が新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞したことで、申請数が減り目標を達成しなかった。
	施策の分析	SDGs達成に貢献する人材を育成するためには、国内外問わず、学校、企業、地域等においてSDGsの推進役となるリーダーの育成が不可欠であり、このための施策をより一層推進していくことが重要。 新型コロナウイルス感染症により研修等の開催回数は減少したものの、各参加者数は目標を上回る結果となった事から、オンラインの活用等が有効であったと考えられる。今後も、オンライン等を積極的に活用しながら、より多くの関係者の育成につながる取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な社会の創り手を育成するESDの視点を取り入れた環境教育は、SDGsの17のゴールの達成基盤作りにおいて重要な役割を担っており、令和3年5月に策定した「我が国における『持続可能な開発のための教育(ESD)』に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」においても、ESDがSDGs達成への貢献に資することを明確化させたところである。SDGs達成、特に2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体の参画を牽引するリーダーを育成するため、引き続き、様々な主体に対して環境教育・環境学習の機会を提供していく必要がある。 【測定指標】 ○教職員・環境活動リーダー養成研修の参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の参加者数及び一部オンライン化による増加も見込んだ目標値を設定した。 ○環境教育推進室HPアクセス数については、令和2年度はサーバー移転や再構築作業等の影響が要因となり前年度から大きく減少したものの、今後は発信情報の充実や周知等に努め、例年の目標を上回るアクセス数を目指す。 ○ESD関連フォーラムの参加者数については、すでにフォーラム開催に当たってオンラインの活用は行っているものの、令和3年度より、各地方ESD活動支援センターにおいて、各地域内外のESD関係者に交流と学び合いの機会を提供することを目的として、環境省・文部科学省及びESD活動支援センターが共催するESD全国フォーラムの分科会活動を実施する事としており、現時点では当該活動への参加者数の見込みが立っていない事から、目標値は令和2年度と同水準に設定した。 ○RCE認定拠点数については、平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進するとしており、同イニシアティブにおける「令和3年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定する」という目標を踏まえたものであることから、現時点では妥当な目標設定であるが、令和4年度以降の新たな目標については、実績や得られた成果を踏まえ検討していく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	持続可能な開発のための教育(ESD)円卓会議(令和2年12月、令和3年2月)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 総合政策課環境教育推進室、民間活動支援室	作成責任者名	杉井威夫(環境教育推進室長、民間活動支援室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	--------